

令和 6 年度 奥州市産農産物の放射性物質測定の結果について（第 2 報）

- 測定は、厚生労働省が定める「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に基づいた市内産農産物等に係る測定です。
- 今回の測定結果は、令和 6 年 5 月 1 日（水）から令和 6 年 5 月 10 日（金）に測定したものです。

測定結果

| 採取地域<br>(昭和 25 年 2 月時点) | 測定品目     | 測定日            | 測定結果<br>(放射性セシウム合計) | 備考 |
|-------------------------|----------|----------------|---------------------|----|
| 江刺田原                    | タケノコ（野生） | 令和 6 年 5 月 1 日 | 27 Bq/kg            |    |
| 胆沢若柳                    | ワラビ（野生）  | 令和 6 年 5 月 8 日 | 不検出<20 Bq/kg        |    |
| 胆沢若柳                    | ヒメタケ（野生） | 令和 6 年 5 月 8 日 | 不検出<20 Bq/kg        |    |

- ※1 採取地域は、昭和 25 年 2 月時点の旧市町村単位（ただし、衣川地域においては 4 地区）の 28 区域となっています。
- ※2 測定結果について、“不検出<20Bq/kg” は測定下限値未満であることを示します。  
なお、測定下限値は、放射性セシウム合計 20Bq/kg です。
- ※3 備考欄の『自家』の表示は自家消費を、表示のないものは販売用を表します。
- ※4 備考欄の『出荷制限』の表示は、国の出荷制限指示が出ていることを表します。
- ※5 備考欄の『出荷・採取自粛』の表示は、県の出荷及び採取の自粛要請が出ていることを表します。

**注意** 出荷制限等品目については、測定結果が基準値以下であっても、出荷制限等が継続しているため、出荷・販売等はできません。

裏面に続く

## 参考

- 1 測定機器：HIDEX 社製 NaI (Tl) シンチレーション検出器 トライスラーベクレルファインダー
- 2 基準値：一般食品 100Bq/kg・乳児用食品 50Bq/kg・牛乳 50Bq/kg・飲料水 10Bq/kg
- 3 国の出荷制限指示

【林産物】原木しいたけ（露地）※一部解除、原木なめこ（露地）、原木くりたけ（露地）

【山菜・きのこ類】コシアブラ（野生）、ゼンマイ（野生）、ワラビ（野生）、

※タケノコ（野生）：令和4年3月16日、水沢地域、江刺地域、胆沢地域において産出されたタケノコ（野生）については条件付きで解除されました。（前沢地域、衣川地域については引き続き出荷制限対象。）

ワラビ（野生）：令和5年2月17日、水沢地域、江刺地域、胆沢地域において産出されたワラビ（野生）については条件付きで解除されました。（前沢地域、衣川地域については引き続き出荷制限対象。）

※ネマガリタケ（ヒメタケ）は対象外、野生きのこ（全種類）

- 4 県の出荷及び採取の自粛要請

【林産物】乾しいたけ（平成23・24年産）、原木ひらたけ（露地）

問い合わせ

奥州市農林部農政課農産係

TEL 0197-24-2111（内1548）